

地域金融円滑化のための基本方針

豊橋信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

態勢整備を図るために理事会等において決議した事項

金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を策定いたしました。(平成 22 年 1 月 26 日)

体制の整備について

金融円滑化管理統括責任者を理事長とし、本部の担当部長を金融円滑化管理責任者とする金融円滑化の体制を整備いたしました。(平成 22 年 1 月 26 日)

ご相談・苦情窓口の設置について

お客さまからのお問い合わせ、ご相談および苦情等へ対応するため、全営業店に相談窓口を設置いたしました。(平成 21 年 12 月 28 日)

本部へのご相談・苦情窓口として、専用のフリーダイヤルを設置いたしました。(平成 22 年 1 月 8 日)

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

豊橋信用金庫 業務部 フリーダイヤル 0120-160-321 (直通)

平成 22 年 1 月 26 日
豊橋信用金庫